

# 大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター細則

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第4号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院福祉健康科学研究科規程（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第1号）第5条第3項の規定により、臨床心理学的支援に関する地域貢献、大学院教育、研究及び発信の事業を一体的に進めるとともに、医療・福祉・教育・司法犯罪・産業労働の5領域の架け橋及び地域支援の活性化を推進することにより、地域共生社会の実現に寄与することを目的として設置する、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 心理支援に関する調査・研究
- (2) 総合的及び多角的な心理支援の実践
- (3) 心理専門職及び地域住民に対する研修・啓発活動
- (4) 高度な専門性を持った人材の養成
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

## (構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）担当の教員のうち、研究科長が指名する者
- (3) その他研究科長が必要と認める者

2 前項第2号の構成員は、研究科臨床心理学コースを担当する教員をもって充てる。

## (センター長)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、研究科の教授のうちから、研究科委員会の議を経て、研究科長が指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営委員会)

第5条 拠点の管理運営に関する基本方針を審議するため、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (心理教育相談室)

第6条 センターの業務を行うため、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室（以下「心理教育相談室」という。）を置く。

2 心理教育相談室に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第7条 センターに関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

## (雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。